

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第19号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正
する。

第1条の2中「条例第4条第5項に」を「京都市教職員の給与等に関
する条例（以下「条例」という。）第4条第5項に」に改める。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「教頭」の右に「主幹教諭、
指導教諭」を、「給料表の」の右に「特2級」を加える。

第4条の3第2項中「条例第14条第2項」を「条例第14条第3
項」に改める。

第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（休憩時間）

第7条の2 条例第26条の2第1項に規定する別に定める時間は、1
日の実勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合
は1時間とする。

第9条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、年の途中において採用された者については別表第3に、臨
時的任用教職員については別表第3の2に掲げるとおりとする。

第9条第2項中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

別表第2の1 2級の欄を次のように改める。

2 級	特 2 級
円	円
5,000	6,800
5,000	6,800
5,000	6,800
5,000	6,800
5,200	7,400
5,200	7,400
5,200	7,400
5,200	7,400
5,500	7,700
5,500	7,700
5,500	7,700
5,500	7,700
5,800	7,900
5,800	7,900
5,800	7,900
5,800	7,900

6,000	8,700
6,000	8,700
6,000	8,700
6,000	8,700
6,200	9,000
6,200	9,000
6,200	9,000
6,200	9,000
6,200	9,000
6,600	9,300
6,600	9,300
6,600	9,300
6,600	9,300
7,100	9,900
7,100	9,900
7,100	9,900
7,100	9,900
7,400	10,100
7,400	10,100
7,400	10,100
7,400	10,100
7,700	10,700
7,700	10,700
7,700	10,700
7,700	10,700

8,300	10,900
8,300	10,900
8,300	10,900
8,300	10,900
8,600	11,100
8,600	11,100
8,600	11,100
8,600	11,100
8,600	11,100
8,900	11,400
8,900	11,400
8,900	11,400
8,900	11,400
9,600	11,600
9,600	11,600
9,600	11,600
9,600	11,600
9,900	12,000
9,900	12,000
9,900	12,000
9,900	12,000
10,200	12,200
10,200	12,200
10,200	12,200
10,200	12,200

10,500	12,700
10,500	12,700
10,500	12,700
10,500	12,700
10,800	12,900
10,800	12,900
10,800	12,900
10,800	12,900
11,100	13,100
11,100	13,100
11,100	13,100
11,100	13,100
11,400	13,400
11,400	13,400
11,400	13,400
11,400	13,400
11,600	13,600
11,600	13,600
11,600	13,600
11,600	13,600
11,800	13,700
11,800	13,700
11,800	13,700
11,800	13,700

12,200	13,900
12,200	13,900
12,200	13,900
12,200	13,900
12,400	14,100
12,400	14,100
12,400	14,100
12,400	14,100
12,600	14,300
12,600	14,300
12,600	14,300
12,600	14,300
12,900	14,400
12,900	14,400
12,900	14,400
12,900	14,400
13,100	14,400
13,100	14,400
13,100	14,400
13,100	14,400
13,300	14,500
13,300	
13,300	
13,300	

13,400

13,400

13,400

13,400

13,600

13,600

13,600

13,600

13,700

13,700

13,700

13,700

13,900

13,900

13,900

13,900

14,000

14,000

14,000

14,000

14,100

14,100

14,100

14,100

14,300	
14,300	
14,300	
14,300	
14,400	
14,400	
14,400	
14,400	
14,500	
7,700	8,900

別表第2の2 2級の欄を次のように改める。

2 級	特 2 級
円	円
4,200	6,800
4,200	6,800
4,200	6,800
4,200	6,800
4,500	7,400
4,500	7,400
4,500	7,400
4,500	7,400
4,700	7,700
4,700	7,700
4,700	7,700
4,700	7,700
5,000	7,900
5,000	7,900
5,000	7,900
5,000	7,900
5,200	8,700
5,200	8,700
5,200	8,700

5,200	8,700
5,500	9,000
5,500	9,000
5,500	9,000
5,500	9,000
5,800	9,300
5,800	9,300
5,800	9,300
5,800	9,300
6,000	9,900
6,000	9,900
6,000	9,900
6,000	9,900
6,200	10,100
6,200	10,100
6,200	10,100
6,200	10,100
6,600	10,700
6,600	10,700
6,600	10,700
6,600	10,700
7,100	10,900
7,100	10,900
7,100	10,900

7,100	10,900
7,400	11,100
7,400	11,100
7,400	11,100
7,400	11,100
7,700	11,400
7,700	11,400
7,700	11,400
7,700	11,400
8,300	11,600
8,300	11,600
8,300	11,600
8,300	11,600
8,600	12,000
8,600	12,000
8,600	12,000
8,600	12,000
8,900	12,200
8,900	12,200
8,900	12,200
8,900	12,200
9,600	12,700
9,600	12,700
9,600	12,700

9,600	12,700
9,900	12,900
9,900	12,900
9,900	12,900
9,900	12,900
10,200	13,100
10,200	13,100
10,200	13,100
10,200	13,100
10,500	13,400
10,500	13,400
10,500	13,400
10,500	13,400
10,800	13,600
10,800	13,600
10,800	13,600
10,800	13,600
11,100	13,700
11,100	13,700
11,100	13,700
11,100	13,700
11,400	13,900
11,400	13,900
11,400	13,900

11,400	13,900
11,600	14,100
11,600	14,100
11,600	14,100
11,600	14,100
11,800	14,300
11,800	14,300
11,800	14,300
11,800	14,300
12,200	14,400
12,200	14,400
12,200	14,400
12,200	14,400
12,400	14,400
12,400	14,400
12,400	14,400
12,400	14,400
12,600	14,500
12,600	
12,600	
12,600	
12,900	
12,900	
12,900	

12,900

13,100

13,100

13,100

13,100

13,300

13,300

13,300

13,300

13,400

13,400

13,400

13,400

13,600

13,600

13,600

13,600

13,700

13,700

13,700

13,700

13,900

13,900

13,900

13,900	
14,000	
14,000	
14,000	
14,000	
14,100	
14,100	
14,100	
14,100	
14,300	
14,300	
14,300	
14,300	
14,400	
14,400	
14,400	
14,400	
14,500	
7,700	8,900

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第9条関係）

臨時的任用教職員年次休暇基準

臨時的任用 の期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間中とる ことのでき る日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日

備考1 臨時的任用の期間の月数に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数とする。

2 臨時的任用の期間が更新されたときは、先の期間に更新後の期間を加えた期間とする。

別表第4の4の項中「証人」を「裁判員，証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）